

## 第16回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年10月29日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

日程第 1 0 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 1 1 議案第 5 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 1 2 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第16回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

早いもので10月も終わろうとしております。委員の皆様方におかれましては、スラリー、堆肥散布等の作業で大変忙しい中であろうと思われましても、第16回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、農政部会の皆様におかれましては、総会前の部会ということで大変御苦労様です。引き続きよろしく願いいたします。

さて、17日に農業委員と事務局、そして農林課の職員で農地パトロールを実施しました。今回も一部経過観察地というところもありましたけれども、今日の時点では、地区の委員さんの働きかけで、ほとんどが解消されている状況にあります。町内の草地等については、全農地が有効利用されている状況にありますけれども、今後も委員さんにおかれましては、色々と働きかけをお願いしたいと思っております。

それでは、早速議事に入らせていただきますけれども、本日は報告が1件、付議案件5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労様です。

それでは早速議事に入るわけですがけれども、先ほど農政部会が開催され、皆様方に農政部会長の方から報告がありますので、よろしく願いいたします。

白川(俊)委員

先月〇〇委員が退任されて欠員になっておりました農政副部会長について、農政部会で協議した結果、嵯峨委員にお引き受けをいただいたということで報告させていただきます。

議 長

はい。それでは嵯峨委員、よろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番 百々委員、7番 村越委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇日付けで所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、浜中東〇線〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページから3ページに記載しておりますので、御確

認いただきたいと思います。

次に整理番号2の届出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書4ページから5ページ及び議案関係資料4ページから6ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされておりあります。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委30-8号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、未利用となっている部分に〇〇〇〇〇〇を増設するため、現況地目の確認を行うものでございます。現地調査につきましては、白川俊明委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、既に原野化しており、一部は通作路及び作業用地となっている土地で、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委30-9号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川俊明委員ほか2名の委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、〇〇〇番〇については既に原野化しており、〇〇〇番〇については住宅や小屋が建てられ、一部に家庭菜園などもあり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受け

ます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
まず、浜農委30-8号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委30-9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委30-8号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委30-8号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委30-9号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委30-9号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びそ

の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、仙鳳趾〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号1について、12番新井委員、お願いします。

新井委員

借主の〇〇さんは、人員も機械も十分に確保され、経営地が増えても有効的に利用できると思われまますので、許可することに問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。  
次に、整理番号2について、4番谷口委員、お願いします。

谷口委員

〇〇月〇〇日に現地を見てまいりましたが、申請地は周辺に他の畑がないので、〇〇さんが借りても影響はないと思われまます。また、労働力も十分にありまますので、許可することに問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。  
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号において、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より

6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。なお、この度の解約は、〇〇氏が今年度で搾乳の中止をするため経営地を処分することとなっております、それに伴い〇〇氏との賃貸借契約も解除するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出、整理番号2は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

5番白川俊明委員。

白川(俊)委員

議案資料の航空写真を見ているのですが、〇筆ほど農地の中に建物が含まれている筆があります。この土地については、今後どのように利用協議をしていくのでしょうか。建物部分を分筆してもらうなりの話し合いはしているのでしょうか。

事務局 長

その部分については、今後調整委員が決まり、協議を進めていく中で対応を考えたいと思います。

白川(俊)委員

了解しました。

もう一つお聞きします。茶内東〇線〇〇〇番〇の土地ですが、過去に分筆を行い現況証明で農地・採草放牧地以外にしたと思いますが、どうでしょうか。

農政係長 農地台帳を基に図面を作成しましたが、台帳の更新が不十分だったかもしれません。登記簿を確認し、間違いがあれば台帳をきちんと修正したうえで、後日お示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。  
お諮りいたします。  
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。  
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。  
今回は所有農地すべての設定申出ですので、調整委員については、整理番号1と2、どちらも農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第11 議案第5号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡1件、〇〇〇からの賃貸借2件、利用権設定等促進事業による賃貸借11件、合計14件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡を受けるもので、対象地は、姉別南〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2と3は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、整理番号2の対象地は、姉別緑栄〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4から14は、利用権設定等促進事業による権利の設定でございますが、整理番号4の利用権を設定する者は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号5から9の利用権を設定する者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、周辺農家5軒に対する権利の設定でございますが、整理番号5の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定、整理番号6の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定、整理番号7の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、整理番号8の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇 〇氏に利用権の設定、整理番号9の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号10から14の利用権を設定する者は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇 〇氏で、周辺農家5軒に対する権利の設定でございますが、整理番号10の対象地は、茶内西〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、整理番号11の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、整理番号12の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を茶

内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、整理番号13の対象地は、茶内西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、整理番号14の対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1から3で、〇番〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号4から14の質疑を順に行います。

まず、整理番号4について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号10の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号11の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号1 2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号1 3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号1 4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4から1 4を順に採決いたします。

お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号10を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号11を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号11は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号12を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号12は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号13を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号13は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号14を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号14は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程については、11月30日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、金曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第16回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

6番 百々 栄二

浜中町農業委員会

7番 村越 敏春

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年10月22日

第16回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成30年10月22日

第16回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号2 (賃貸借)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	移転をす る者	○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号7 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 16 回浜中町農業委員会総会

議案第 5 号 整理番号 8 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号9 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号10 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号11 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号12 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号13 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第16回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号14 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	